

備考

- 一 この表における単位の計算方法に関しては、第一条の二の規定を準用する。
- 二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならざるものとする。
- 三 教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

別記様式備考第一号工中、「エにおいて」を、「オにおいて」に改める。

附則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

○経済産業省令第七十三号

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律 平成十四年法律第四百四十六号）及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）の施行に伴い、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

経済産業大臣 中川 昭一

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令

（省令の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 中小企業総合事業団法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十九号）

二 中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令（平成十一年通商産業省令第七十号）

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第二条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「中小企業総合事業団」を、「中小企業金融公庫」に、「事業団」を、「公庫」に改め、同条第二号から第五号までの規定中、「事業団」を、「公庫」に改める。

第四条中、「第十三条第一項」を、「第九条第一項」に、「都市基盤整備公団」を、「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定による解散前の都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の）」に改める。

第五条及び第六条中、「第十三条第一項」を、「第九条第一項」に改める。

第七条中、「事業団」を、「公庫」に、「第十三条第一項」を、「第九条第一項」に改める。

（中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部改正）

第三条 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中（第二条及び第四条を除く）「事業団」を、「機構」に改める。

第二条中、「中小企業総合事業団（以下「事業団」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」に改める。

第四条第三項第二号中、「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（第十五条第一項第三号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付けを受けようとする者若しくは受けた者若しくは同項第四号の規定により機構から資金の貸付けを受けようとする者若しくは受けた者に対し、当該貸付けに係る事業に関して行う診断、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百四十六号）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）以下「旧総合事業団法」という。）に、「事業団から」を、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第一条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団から」に、「中小企業総合事業団法附則」を「旧総合事業団法附則」に改める。

（小規模企業共済法施行規則の一部改正）

第四条 小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

本則中（第一条、第十条の二及び第二十四条を除く）「事業団」を、「機構」に改める。

第一条中、「中小企業総合事業団（以下「事業団」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」に、「事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十二條第一項又は第三項」を、「機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十七條第一項又は第二項」に改める。

第十条の二第一項第一号イ中、「事業団」を、「機構」に、「中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令（平成十一年通商産業省令第七十号）第二十九條第三号」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年法律第三十五号）第二十四條中、「事業団」を、「機構」に改め、同号ロ中、「事業団」を、「機構」に改める。

第二十条の規定における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）に改める。

（旧産災地域振興臨時措置法施行規則の一部改正）

第五条 旧産災地域振興臨時措置法施行規則（昭和四十年通商産業省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「平成十四年度の開始の日から」を削り、「地域振興整備公団総裁」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長」に改める。

（中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正）

第六条 中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中（第一条を除く）「事業団」を、「機構」に改める。

第一条第一項中、「中小企業総合事業団（以下「事業団」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」に、「事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十二條第一項又は第三項」を、「機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十七條第一項又は第二項」に改める。

（中小企業倒産防止共済事業の余剰財源の有無及び額の計算に関する省令の一部改正）

第七条 中小企業倒産防止共済事業の余剰財源の有無及び額の計算に関する省令（昭和五十九年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一項中、「中小企業総合事業団」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令（平成十一年通商産業省令第七十号）第二条第五項」を、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年法律第三十五号）第十七條第三項」に改める。